

AR を活用した防災機器の
プロポーザル実施要項

令和 6 年 6 月

綾部市消防本部予防課

1. 目的

この要項は、事業所、自治会等に出向し実施する防災訓練、防火講習会において、訓練用消火器を使用する形態から、AR技術を用いた訓練を導入することで、現実に近い体験を提供する。この結果、市民の消火能力、判断力及び対応力を向上させ、防火防災意識へ繋げることで、安心、安全なまちづくりを進めることを目的とする。

2. 業務概要

(1) 事業名

西部地域消防防災拠点施設整備事業費

(2) 業務名

AR技術を活用した防災機器

(3) 業務内容

別添1「AR 技術を活用した防災機器仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり。

(4) 納入期日

令和6年10月31日(木)

(5) 契約金額上限額

1, 848, 000円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

参加資格の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合、契約締結は行わないものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225条)又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 綾部市暴力団等排除措置要綱(平成23年綾部市告示第10号)別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 過去5年間に本業務と同種もしくは類似業務の実績を有していること。なお、実績については現在業務実施中のものも含むものとする。

4. 募集及び選定スケジュール

本業務のプロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールに変更が生じた場合は、参加者に対し、改めて期日を通知する。

期日	項目	備考
令和6年6月10日（月）	公募開始	市ホームページ及び公告
令和6年6月17日（月） 午後5時	質問書提出期限	電子メール
令和6年6月25日（火）	質問書回答	電子メール（必要に応じて市ホームページ）
令和6年7月5日（金） 午後5時	参加申請期限	持参又は電子メール
令和6年7月9日（火）	一次審査（書類審査）	参加者が4者以上あった場合のみ 第一次選定委員会が実施
令和6年7月12日（金）	一次審査結果通知及び二次審査案内	郵送及び電子メール
令和6年7月22日（月） 午後	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	第二次選定委員会が実施
令和6年7月26日（金）	二次審査結果通知	郵送及び電子メール
令和6年8月上旬	契約協議・契約締結	

5. 質問書の提出

本事業の内容について質問のある場合は、質問書（様式第4号）を電子メールにて提出すること。質問は取りまとめて電子メールで回答するが、必要に応じて綾部市ホームページでも公表を行う。ただし、質問書提出期限は令和6年6月17日（月）午後5時必着とし、期限後の質問に関しては一切受け付けない。

6. 参加申請手続

本事業のプロポーザルに参加を希望する者は、次に定める書類を提出すること。

（1）提出書類

- ①参加表明書（様式第1号）
- ②企業概要書（様式第2号）
- ③業務実績書（様式第3号）
- ④企画提案書（任意様式）
- ⑤見積書（様式第5号）

- ⑥見積明細書、積算内訳書（任意様式）
- ⑦財務諸表
- ⑧登記簿謄本
- ⑨納税証明書
- （２）企画提案書等に関する事項
 - ①様式等
 - ・用紙の規格は、Ａ４判縦一横書きとします。
 - ・文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。
 - ②提案項目
 - ・ＡＲ技術を活用した防災機器
 - １．機器の構造及び性能等について
 - ２．導入、運用支援について
 - ③業務実施スケジュールについて
- （３）見積書に関する事項

提出する見積書は下記のとおりとする。

 - ①令和６年度に導入及び支援にかかる費用は、２．業務概要の（５）の契約金額上限額の範囲内とすることとし、様式第５号を用いて提出すること。
 - ③明細書、積算内訳書（任意様式）を添付のこと。
 - ④正本には必ず日付記載、代表者印押印のこと。
- （４）提出書類の部数

正本１部、副本９部（副本については写し可とする。）
- （５）提出方法

持参又は郵送（持参の場合は平日午前９時～午後５時までとする。郵送は書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する場合は提出期限までに電話により連絡すること。）
- （６）提出期限

令和６年７月５日（金）午後５時必着
- （７）提出先

綾部市消防本部（１２．事務局（問い合わせ先）参照）と同じ

７．一次審査の概要

- （１）選定方法

参加者が４者以上の場合、第一次選定委員会において提出書類を基に書類審査を行い、上位３者を選定する。
- （２）実施日

令和６年７月９日（火）
- （３）審査基準

① 審査項目・配点

項 目	配 点
① 企業概要、業務実績、業務遂行能力	10点
②業務の全体フロー、スケジュール等の適格性	10点
③提案内容等の適格性	30点
④見積金額	20点
合 計	70点

② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れて いる	優 れ て い る	普 通	やや劣る	劣 る
	10割	8割	6割	4割	2割

(4) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。なお、参加者が3者以下のため一次審査を行わなかった場合もその旨通知を行う。

通知予定日：令和6年7月12日（金）

(5) 留意事項

審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

参加者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

8. 二次審査の概要

(1) 選定方法

一次審査通過者（参加者が3者以下の場合は参加者）の中から、提出書類に記載された内容等に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、第二次選定委員会において審査し、最も合計点数が多い者を優先交渉権者として選定する。

(2) 実施日

令和6年7月22日（月）午後

※結果通知予定日：令和6年7月26日（金）

(3) 実施方法

①参加人数は特に制限しないが、最小限に留めること。

②持ち時間は1提案者あたり30分程度とし、あらかじめ提出された書類に基づくプレゼンテーション20分及びヒアリング10分を目安とする。

③提出された書類以外に別途プレゼンテーション用の資料を作成しないこと。

(4) その他

提案説明の際、大型モニター（HDMI端子）は本市が用意する。パソコン等は各参加者で準備すること。

(5) 審査基準

①企画提案の審査項目および配点は以下のとおりです。

審査項目・審査の視点	点数		
	順位（１位～３位）		
	A 社	B 社	C 社
専用機器について（１位２０点、２位１０点、３位５点）	/ 20	/ 20	/ 20
・消火体験がリアリティであるか。 ・機器の携行性に優れているか。 ・各種機器使用に際して、適応年齢に優れているか。 ・連続使用に優れているか。 ・各種機器の連動性に優れているか。 ・使用に際して衛生面に優れているか。			
専用アプリについて（１位２０点、２位１０点、３位５点）	/ 20	/ 20	/ 20
・CGの火炎及び煙がリアリティであるか。 ・音響がリアリティであるか。 ・消火訓練、避難訓練等、個別に対応できるか。 ・訓練想定の設定等に任意性があるか。			
保守・サポート（１位１０点、２位５点、３位３点）	/ 10	/ 10	/ 10
・アプリケーションの更新、システムの追加等、当該機器に拡張性があるか。 ・耐久性に優れているか。 ・システム障害発生時の具体的な対応提案があるか。			
過去の実績等（１位１０点、２位５点、３位３点）	/ 10	/ 10	/ 10
・当該業務の円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか（総括責任者および業務担当者の実績を含む）			
見積価格（１位１０点、２位５点、３位３点）	/ 10	/ 10	/ 10
合計点数			

② 審査基準

- ・提案事業者より順位付けを行い、最も合計点数が多い者が優先交渉権を得る。
- ・最も合計点数が多い応募者が複数となった場合、委員全員による投票によって選定する。
- ・投票によっても同得票となり、決しない場合は、選定委員会委員長が決定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、参加者に対して文書及び電子メールで通知を行う。

通知予定日：令和6年7月26日（金）

(7) 留意事項

①審査結果に係る、電話等による問い合わせには応じないものとする。

②提案者は審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

9. 契約協議及び契約締結

(1) 「8. 二次審査の概要」に基づき選定された優先交渉権者と契約締結に向けた交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約する業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

(3) 契約交渉の結果、合意に至らなかった場合または「10. 失格事項」に該当する行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて交渉を行う。

(4) 契約締結手続きは本市の契約規則に定める方法で行う。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて提出された場合

(2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合

(5) 「2. 業務概要(5)」の上限額を超えた場合

(6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合

(7) 提案に対して談合等、不正行為があった場合

(8) その他選定委員会が不適切と認めた場合

11. その他留意事項

(1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとする。なお、書類等の返却は行わない。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

(4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

(5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(6) 参加申請受理後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（任

意様式)を必ず提出すること。

(7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

1 2. 事務局（問い合わせ先）

〒623-0031 京都府綾部市味方町アミダジ 20 番地の 2

綾部市消防本部 予防課 予防担当

TEL : 0773-42-0119

FAX : 0773-43-1483

MAIL : syoboyobo@city.ayabe.lg.jp